

船舶事故調査報告書

平成28年8月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成28年4月29日 07時10分ごろ
発生場所	明石海峡航路東方沖 平磯灯標から真方位164°5, 100m付近 (概位 北緯34°34.7′ 東経135°04.9′)
事故の概要	貨物船はりま21は、北進中、また、漁船平成丸は、東進中、両船が衝突した。 はりま21は、左舷船尾部外板に擦過傷を生じ、また、平成丸は、船首部外板に凹損を生じた。
事故調査の経過	平成28年5月10日、調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 はりま21、499トン 135273、多木商事株式会社 B 漁船 平成丸、4.9トン HG3-26225（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、四級（航海） B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 左舷船尾部外板に擦過傷 B 船首部外板に凹損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 高潮時
事故の経過	A船は、北進中、船長Aが、左舷船首方に動きのないB船を認めていたが、明石海峡航路東方灯浮標まで約1海里となり、右舷方から接近する漁船に注意していたところ、突然、左舷船尾部にB船の船首部が衝突した。 B船は、極微速力前進で東進中、船長Bが、甲板上で破れた網の修理が終わったので、機関を増速して船尾甲板から投網を開始したが、再び網の破損箇所を見付け修理をしていたところ、B船の船首部がA船の左舷船尾部に衝突した。 船長Bは、本事故当時、破れた網の修理を済ませて早く投網したいと思い、周囲を全く見ていなかったと事故後に思った。
分析	A船は、船長Aが、右舷方から接近する漁船に注意し、見張りを適切に行っていなかったことから、B船に気付かなかったものと考えられる。

	<p>B船は、船長Bが、破れた網の修理を済ませて早く投網したいと思い、見張りを行っていなかったことから、北進中のA船に気付かなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船の船長Aが右舷方から接近する漁船に注意し、見張りを適切に行っておらず、また、B船の船長Bが投網しようと思い、見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 常時適切な見張りを行うこと。・ 機関を使用するときは、周囲の安全を確認すること。